

奈良県特別高圧電力受電中小企業給付金 (第6期)

申請の手引き

奈良県では、特別高圧電力高騰の影響を受けている中小企業者の負担軽減を図るため、支援を継続いたします。

給付対象期間

令和7年7月・8月・9月使用分

申請受付期間

令和7年11月25日（火）～1月16日（金）

※1月16日時点で申請書類が揃わず、事務局での手続きが完了できない場合に給付金の支給ができないことがございます。お早めに申請頂きますようお願い致します。

問い合わせ

奈良県特別高圧電力受電中小企業給付金事務局

☎ 050-3818-0776

開設時間：09:00～17:00（土日祝除く）

開設期間：11月10日（月）～2月20日（金）

対象要件

- ①奈良県内に所在する事業所において特別高圧の電力契約により電力供給を受け、当該電力を使用する中小企業者（以下「直接受電事業者」という）
【例】オフィスビル、ホテル、工場等
- ②特別高圧の電力契約により電力供給を受ける奈良県内に所在する事業所内に入居する中小企業者（入居に係る当該事業者との契約により、電力使用に係る料金を負担する者）（以下「間接受電事業者」という）
【例】オフィスビルや商業施設（電力契約者）に入居するテナント、工業団体組合等（電力契約者）から受電する工場等

※給付金を請求する期間及び申請日時点で①②のいずれかに該当し、且つ今後も奈良県内で事業を継続する意思を有すること。

◆特別高圧電力受電とは？

電圧の種類において、7,000ボルトを超えるものをいいます。
小売電気事業者との契約においては、一般的に標準電圧が20,000ボルト（20kV）以上で電気を受電している契約をさします。

◆中小企業の定義

業種 (別紙参照)	会社		個人事業主
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員数	常時使用する 従業員数
①製造業、建設業、 運輸業、その他業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下	
②卸売業	1億円以下	100人以下	
③サービス業	5千万円以下	100人以下	
④小売業	5千万円以下	50人以下	

給付対象外要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- ② 県税に滞納のあるもの
- ③ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中であるもの
- ④ 役員に、法律行為を行う能力を有しないもの、破産者で復権を得ないもの又は禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、もしくは執行を受けることがなくなったら日から2年を経過しないもの
- ⑤ 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業ではない者（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人、有限責任事業組合、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）等）
- ⑥ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織または団体
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は「接客業務受託営業」及びこれに類する事業を行っているもの
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、および暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- ⑨ 営業に関して必要な許認可等を取得していないもの
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、公的な支援を行うことが適当でないと事務局がみとめるもの

事業概要等

給付額

対象期間	給付額
令和7年7月使用分（8月検針分）	給付単価1.0円 / kWh×使用電力量（kWh）
令和7年8月使用分（9月検針分）	給付単価1.2円 / kWh×使用電力量（kWh）
令和7年9月使用分（10月検針分）	給付単価1.0円 / kWh×使用電力量（kWh）

申請受付方法

奈良スーパーアプリによるWEB申請

申請は1施設（テナント）につき1回のみとなります。
申請漏れがあった場合、追加申請はできませんのでご注意下さい。

※郵送等での申請は受け付けておりません。

※WEB申請が困難な場合は事務局までお問い合わせ下さい。

☎ 050-3818-0776

申請受付期間

令和7年11月25日(火)～1月16日(金)

1月16日（金）をもって申請ページを閉鎖します。
以降はいかなる場合も申請は受け付けられませんので、余裕をもって、
準備・申請をお願い致します。
また、申請期間中であっても、予算の上限に達した時点で給付金の支給を
終了しますので予めご了承下さい。

必要書類

①令和7年7月～9月までの各月の電気使用量がわかる書類

例: 電気料金請求内訳書、検針票
使用電力量のお知らせ、
webサービスページ

②振込先口座を確認できる書類

- ・必ず申請者と同一名義の口座
(法人：法人名義個人：本人の名義)
- ・金融機関名・支店名・支店コード・口座種別・
口座番号・口座名義(カタカナ)の記載を確認
※1申請あたり=1振込口座での受付

③代表者の本人確認書類の写し (個人)

- ・個人事業主本人の住所、氏名、生年月日が
確認できること
- ・申請日において有効なもの
- ・申請時の登録住所と記載住所が同一

例: 運転免許証(運転経歴証明書)、在留カード、
個人番号カード、療育手帳、身体障害者手帳
特別永住者証明書、

④履歴事項全部証明書の写し (法人)

- ・申請日前3か月以内に発行されたもの

※申請受付の遅延に伴い、有効期限は、
申請日から3か月以内に発行されたものと
します。

必要書類

提出が必要な書類

※第1～5期に申請いただいた事業者様も、今期は再度すべての必要書類をご提出いただきます。

A. 直接受電事業者

添付書類	添付書類例	必須記載事項
特別高圧電力を受電する事業所の所在地が分かる書類	・小売電気事業者等と直接受電事業者間の受電契約書	・事業所の住所 ・直接受電事業者等名
対象期間において各月の電力使用量が分かる書類	・小売り受電事業者等から直接受電事業者への請求書	・小売電気事業者等と直接受電事業者間の電力契約種別（特別高圧電力であること） ・受電契約者名（申請者本人等であること） ・各月の電力使用量
	※受電契約者と直接受電事業者が異なる場合は、受電契約者から直接受電事業者への請求書等も必要です	・電気料金の負担者が直接受電事業者であること
（法人）履歴事項全部証明書の写し （個人）身分証明書または住民票の写し	（法人）履歴事項全部証明書の写し （個人）身分証明書または住民票の写し	※申請日から3か月以内に発行のもの
振込口座の通帳等の写し	・通帳 ・申請者が発行する請求書 ・電子通帳（WEB通帳）の画面	・金融機関名 ・支店名 ・口座種類 ・口座番号 ・口座名義

B. 間接受電事業者

添付書類	添付書類例	必須記載事項
特別高圧電力を受電する事業所に入居していることが分かる書類	・施設管理者等と間接受電事業者間の賃貸借契約書、テナント出店契約書など	・事業所の住所 ・施設管理者等名 ・間接受電事業者名
対象期間において各月の電力使用量が分かる書類	・受電契約者等（施設管理者等）から間接受電事業者への請求書	・受電契約者等名（施設管理者等） ・電力使用者名（申請者本人であること） ・間接受電事業者が負担する各月の電力使用量
	※必須記載事項のうち、「受電契約者等名」・「電力使用者名」が記載されていない場合は、受電契約者等からの証明書も必要です。	証明書を発行する場合は、 ・証明書発行者である受電契約者等の名称 ・代表者職および氏名、電話番号、代表者印(電子印可)
（法人）履歴事項全部証明書の写し （個人）身分証明書または住民票の写し	（法人）履歴事項全部証明書の写し （個人）身分証明書または住民票の写し	※申請日から3か月以内に発行のもの
振込口座の通帳等の写し	・通帳 ・申請者が発行する請求書 ・電子通帳（WEB通帳）の画面	・金融機関名 ・支店名 ・口座種類 ・口座番号 ・口座名義

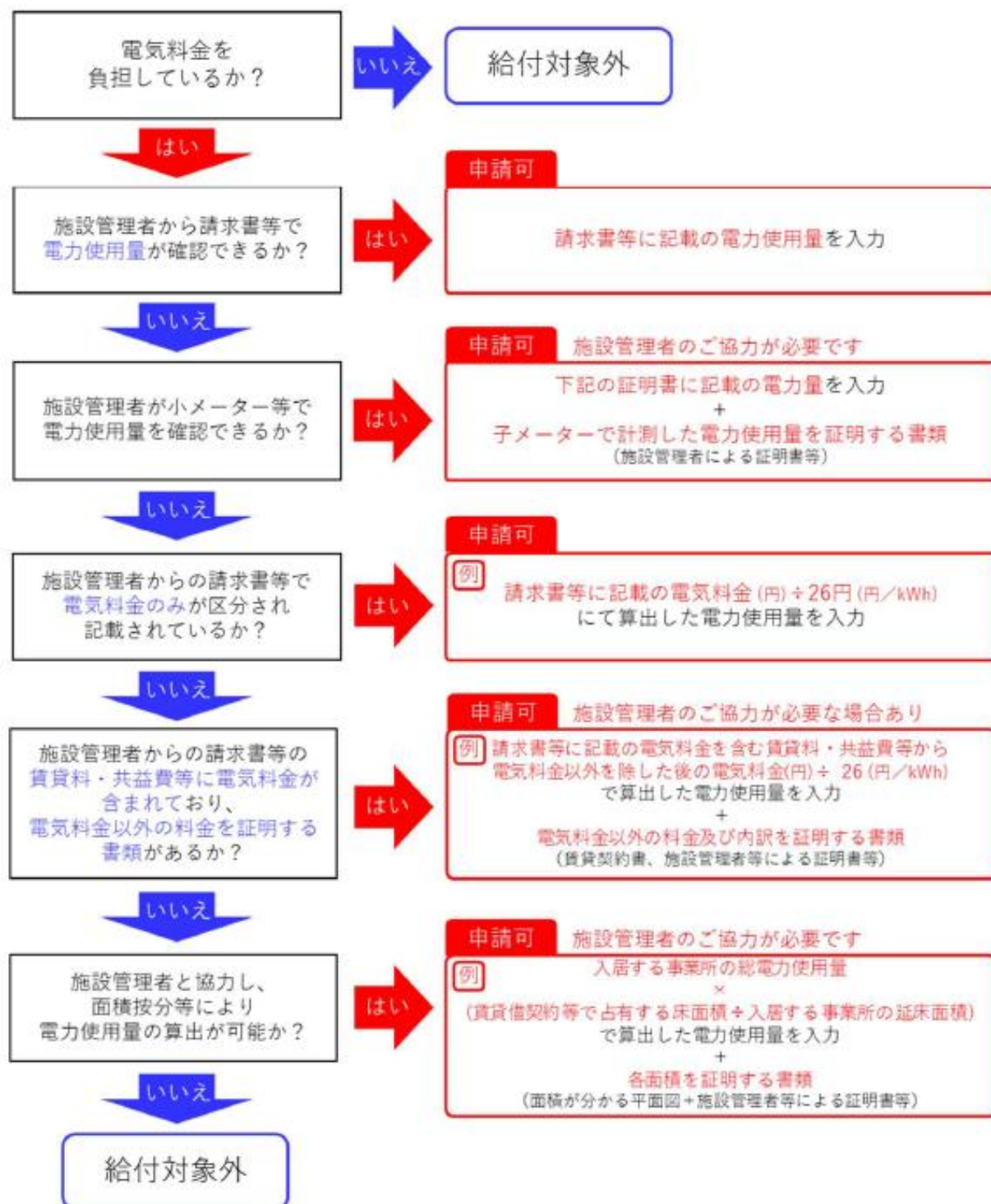
※その他の証明書等、別途必要になる場合がございます。

必要書類

添付書類に関する注意事項

書類名	説明・補足事項
① 令和7年7月～9月分 の使用電力量及び電気 料金が確認できる書類 の写し	電気料金請求内訳書、使用電力量のお知らせ、検針票、 Webサービスページの写し等
	・ 期間途中から対象事業所において事業を開始した場合は、 事業開始日使用分から申請することができます。
	・ 書類を紛失した場合は再発行してもらう等してください。 確認できる類の添付がない月分は支給できません。 また、申請後に、確認できる書類を追加で提出しても申請額を 変更することはできません。
	・ テナントが入居している施設管理者が自己負担分を申請する場合は、 電力料金請求内訳書等のほか、自己負担分と各テナント負担分の 内訳が分かる資料を添付してください。
	※子メーターがなく、負担分の内訳が分かる資料がない場合は <u>「電力使用量算定フローチャート」</u> をご確認ください。
②通帳の写し	金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が 確認可能なページ(通帳の表紙、表紙をめくったページの両方等) (※電子通帳等、紙媒体の通帳がない場合は画面キャプチャ等で可) (注)貯蓄預金、通知預金、定期預金、融資返済専用口座：カードローン 通帳の口座は受け付けられません。 通帳の写しは、申請書に入力した振込希望口座と同じ口座名義人の ものを添付してください。 法人が申請する場合は法人名義の口座であることが必要です。 (法人代表者の個人名義の口座では原則受付できません。)
③代表者の 本人確認書類の写し (個人事業主のみ)	個人事業主本人の住所、氏名、生年月日が確認でき、かつ、申請日にお いて有効なもので、記載の住所が申請時の登録住所と同一のものに限 ります。 ※次のうちいずれか1つを提出 ・運転免許証（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可） ・個人番号カード（マイナンバーカード）（オモテ面のみ） ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る） ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳

間接受電事業者（テナント等） 電力使用量算定方法フローチャート



申請者情報変更に関して

申請後もしくは交付決定通知書受領後、給付金の受給前に給付金支給要綱第11条、12条、17条に係る事案が発生した場合は、事務局にご連絡のうえ必要書類をご提出ください。
(メールに添付してご提出ください)

給付金支給要綱第11条

※当該申請を取り下げる場合

- ・ 給付金申請取下申出書

給付金支給要綱第12条

※法人の合併または分割（分社化）・事業継承・相続があった場合

- ・ 申請者変更申出書（合併・分割・事業継承等）
- ・ 申請者の変更（合併・分割・事業継承等）誓約書

または

- ・ 申請者変更申出書（相続）
- ・ 申請者の変更（相続）誓約書

給付金支給要綱第11条

※給付金の返還

- ・ 給付金返還申出書

申請者情報変更に関して

時期	内容	特記事項
11月25日～1月16日	申請受付	
11月25日～1月23日	審査・修正依頼 不支給通知 (電話・電子メール)	書類に不備があり、指定期日までに修正がない場合は不支給となります。
不備等なければ 申請後2週間ほど	支給額の通知 (電子メール)	申請額の合計が予算額を超過した場合は、予算の範囲内で按分の上、申請額よりも少ない金額で支給額を通知する場合があります。
不備等なければ 申請後2週間ほど	振込	口座エラー等により入金時期が遅れる場合があります。

その他

◆ 個人情報・法人情報の利用

以下のことについて予めご了承ください。これら以外の目的で、申請書類に記載された情報（以下「申請情報」といいます。）は使用しません。

- ・ 支援金の支給事務を処理するために必要な範囲で、奈良県及び同県から事務を委託された事業者が申請情報を利用します。
- ・ 申請の審査過程において、必要に応じて、営業許可の有無や欠格事項の有無を確認するため、奈良県、保健所、警察署、税務署など関係官署に対して、申請情報を提供する場合があります。
- ・ 支援金の支給後に、支援金の財源を負担する奈良県に対して申請情報を提供します。
- ・ 保健所、警察署、税務署などの公的機関からの依頼その他法令に基づく依頼を受けた場合、申請情報を提供することがあります。

◆ 支援金の返還

支援金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により当該支援金を受給した場合は、支援金の支給決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。

偽りその他不正の手段が特に悪質な場合は、警察に刑事告訴等を行います。
その場合は事業者名を公表することがあります。